

狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 1 9 日

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、狭山市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の改修事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその費用について補助金を交付することにより、安心・安全で災害に強いまちづくりの実現に資することを目的とする。

(規則の適用)

第 2 条 前条の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 5 7 年規則第 4 0 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀、万年塀（鉄筋コンクリート組立塀）その他これらに類する塀（門柱を含む。）をいう。

(2) 避難路 災害時に住民が避難所等へ避難するための道路のうち、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項又は第 2 項に規定するものをいう。

(3) 危険なブロック塀等 市内の避難路の沿道に築造されたブロック塀等のうち高さが道路等から 1 メートル以上のもので、市職員による現地調査の結果、倒壊の危険性があると判断されたものをいう。

(4) 安全な塀等 倒壊の防止について十分配慮された鉄筋コンクリート若しくはコンクリートの基礎に緊結されたフェンス又は建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）に規定する技術的基準を満たす補強コンクリートブロック造の塀のうち、避難路の沿道からの高さがおおむね 6 5 センチメートル以下となるものをいう。

(5) 改修事業 危険なブロック塀等の全部若しくは一部（残存部分の避難路の沿道からの高さがおおむね 6 5 センチメートル以下となるものに限る。）の撤去工事を行う事業をいう。

(適用除外)

第4条 この要綱は、次に掲げる事業に係る敷地については、適用しない。

(1) 狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱（昭和63年告示第61号）第6条に規定する補助金の交付の対象となる事業

(2) 狭山市宅地等の開発に関する指導要綱（平成5年告示第144号）第3条に規定する開発事業（同要綱第4条に規定する開発事業に該当する場合を除く。）による事業

（補助金の交付対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に存する危険なブロック塀等を所有し、又は管理する者

(2) 市税（狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる税目をいう。）の滞納がない者

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、改修事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の交付の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額と撤去する危険なブロック塀等の長さ1メートル当たり10,000円とのいずれか少ない額とする。ただし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により補助金の額を算定する場合における補助対象経費の額は、消費税等仕入控除税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。

3 前2項の規定により補助金の交付の額を算定する場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、危険ブロック塀等改修事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

- (2) 見取図又は設計図面の写し
 - (3) 塀の点検表
 - (4) 危険なブロック塀等の現況写真
 - (5) 工事見積書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、市職員による現地調査を含めた審査を行い、補助金交付の可否を決定し、危険ブロック塀等改修事業補助金交付可否決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第10条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該交付の決定を受けた改修事業を変更しようとするときは、危険ブロック塀等改修事業変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、審査を行い、変更の承認の可否を決定し、危険ブロック塀等改修事業変更承認可否通知書により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要があるときは、当該承認に条件を付することができる。

4 交付決定者は、やむを得ない事情により改修事業を中止するときは、狹山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付辞退届により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、改修事業が完了したときは、危険ブロック塀等改修事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事施工業者の領収書の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出は、原則として、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書により交付すべき補助金の額を確定したときは、危険ブロック塀等改修事業補助金交付額確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、前条の通知書を受けたときは、危険ブロック塀等改修事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の条件に違反したとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。